

北九州市産業廃棄物排出業者・処理業者優良認定制度に係る

認定基準の手引き

令和3年4月1日

北九州市環境局産業廃棄物対策課

1 排出事業者の認定基準の考え方

(1) 必須項目

ア 法を遵守していること。

認定基準	申告書に記載されている項目全てを満たしていることを確認するもの。(該当しない項目は除く。)特に法で提出期限が定められているものは、期限内に提出されていることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告書の当該項目が全て「適」であること 産業廃棄物対策課における記録の照合
考え方	法の規定を理解し、遵守していることは、産業廃棄物の適正処理に欠かすことができないことである。

イ 産業廃棄物の3R又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。

認定基準	産業廃棄物の3R又は適正処理に関する取組が特に顕著であることを有識者により定性的に審査するもの。
認定方法 (確認書類)	<p>以下項目についての有識者による審査により優れていることが認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己申告書に記載の内容 申請者によるプレゼンテーション 現地確認
考え方	産業廃棄物の種類や排出の状況は業種や事業形態により多岐にわたり、処理方法もそれぞれ最適な方法が異なる。各々の事業場において実施している3R又は適正処理の取組について一定の尺度ではなく、業態に応じて評価を行う。

ウ その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出量が減少傾向にあるなど、その取組の効果が実績として認められること。

認定基準	産業廃棄物の3R又は適正処理の結果である排出量が減少傾向にあることなど、実績を確認するもの。ただし、生産量その他活動量の増加に伴う排出量の増加や相当の理由がある場合はこの限りでない。
認定方法 (確認書類)	自己申告書に記載の実績が減少傾向であること。 減少傾向にない場合は、その原因に相当の理由が認められること。
考え方	事業活動に伴い排出される産業廃棄物を減少させることは法の目的でもあることから、同取組について評価する。

エ 事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。

認定基準	事業場内の清掃等を実施し、場内を清潔に保っていること確認するもの。
認定方法 (確認書類)	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告書において当該項目が「適」であること 市職員が現地において清潔が保たれていることを確認する
考え方	法第5条第1項で規定する土地等の清潔を保つ努力義務について、清掃によって事業場内を清潔に保ち、地域の環境保全に務めていることを評価する。

オ 電子マニフェストシステム加入者であること。

認定基準	電子マニフェストを利用していることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	電子マニフェストシステム加入証の写し
考え方	産業廃棄物の適正処理を確保するためには、適正な情報管理を行う必要がある。そのため、電子マニフェストの利用が望ましく、電子マニフェストの利用を行っていることを評価する。

(2) 選択項目

ア 産業廃棄物の処理及びリサイクルに関する作業マニュアルを作成し、事業場内で共有していること。

認定基準	作業マニュアル及び社内での共有状況について確認するもの。
認定方法 (確認書類)	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告書において当該項目が「適」であること 市職員が現地においてマニュアルの作成及び共有の状況を確認する
考え方	産業廃棄物の適正処理を確保するためには、法令を遵守し、できるだけミスを少なく作業を行う必要があるため、マニフェストの記載や廃棄物の処理に関して作業マニュアルを作成し、社内では共有していることを評価する。

イ 産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

認定基準	<p>処理を委託した産業廃棄物処理業者との情報交換、実地確認、ホームページで公表されている状況の確認等を行っていることを確認するもの。</p> <p>【参考】 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）（環産廃発第1706201号 平成29年6月20日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長） P14 2-5 現地確認等による処理状況の確認</p>
------	---

認定方法 (確認書類)	自己申告書に記載された取組内容について、市職員が現地においてヒアリングにより実施状況を確認する。
考え方	処理委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを確認することが規定されており（法第12条第7項）、法令遵守に加え適正処理の推進に寄与するため評価する。

ウ 産業廃棄物の処理の流れ（二次処理先、処分先、リサイクル先を含む。）を把握していること。

認定基準	産業廃棄物の処理フロー（二次処理先、処分先、リサイクル先含む）を把握していることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	処理の流れが確認できる書類が提出されていること
考え方	排出事業者が適正な廃棄物処理を確保するためには、二次処理先、処分先、リサイクル先等を含む処理フローを把握することが重要であるため、処理フローを把握していることを評価する。

エ 事業場内で発生した産業廃棄物の処分の委託は、法に定める優良処理業者又は北九州市優良認定産業廃棄物処理業者に優先的に行っていること。

認定基準	廃棄物の処分の委託を法に定める優良処理業者又は北九州市優良認定産業廃棄物処理業者のうち少なくとも1社と契約していることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告書において当該項目が「適」であること 市職員が現地において契約書等を確認する
考え方	産業廃棄物の処分を委託する場合は、処理業者の不適正処理による社会的信用の失墜などのリスクがあるため、処理料金の安さだけで判断するのではなく、信頼に値するかを見極める必要がある。その見極める指標の1つに優良処理業者等に委託することが挙げられることから、より確実に適正処理の実施につながることから同取組を評価する。

オ ISO14001の認証を受けていること
 エコアクション21の認証を受けていること
 その他上記認証と同等であると認められること

認定基準	ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を受けていることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	認定証の写しの確認
考え方	環境に配慮した事業活動に取り組むためには、その体制づくりが非常に重要であるため、ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得していることを評価する。

カ 環境に配慮された車両を導入していること。

認定基準	環境に配慮された車両を導入（購入又はリース）していることを確認するもの。（収集運搬車両に限らず、広く業務に利用しているものを対象とする。台数は問わない。） 【環境に配慮された車両の例示】 燃料電池車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル自動車などの次世代自動車	
認定方法 (確認書類)	・提出された該当車両の車検証の写しの識別番号が以下のいずれかであること	
	燃料電池車、電気自動車	1桁目 Z
	天然ガス自動車	2桁目 E、F
	ハイブリッド自動車	2桁目 A、C、E、G、J、L、M、N、Q、S、Y
	プラグインハイブリッド自動車	2桁目 L、M
考え方	・クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程（一般社団法人 次世代自動車振興センター）において過去5年でクリーンディーゼル自動車に指定されている型式であること 有害物質の排出抑制は今や全ての企業に求められることであり、環境に配慮した車両を導入し積極的に排出ガスを削減し、事業場周辺的生活環境の保全に配慮して事業を行う姿勢を評価する。	

キ 環境カウンセラー、公害防止管理者、公害防止主任管理者その他環境に関する専門知識を有する者を従業員として雇用していること。

認定基準	事業所に環境に関する有資格者がいることを確認するもの。（人数は問わない） 【有資格者の例示】 ・環境カウンセラー ・公害防止（主任）管理者	
認定方法 (確認書類)	資格を証明する書類の写し及び従業員であることを証する書類	
考え方	環境への配慮は、廃棄物処理に欠かせない事項であり、公害防止管理者が行う事業場内における排出ガスや排出水等の管理、また、環境カウンセラーが行う対外的な環境保全に関する助言等の活動を評価し、それら有資格者の配置を評価する。	

ク 定期的に事業場周辺における大気、騒音、振動、水質、悪臭等の環境調査を実施していること。

認定基準	年1回以上、事業場周辺の環境調査を実施していることを確認するもの。(環境調査項目は任意)
認定方法 (確認書類)	市職員が現地において調査結果が確認できる書類(計量証明書でなくても可)を確認する。
考え方	廃棄物の適正処理のみに限らず、事業場から発生する環境リスクについて定期的に把握し、日常的にリスクマネジメントを実施することは、公害発生に未然防止措置として重要であるため、その取組の実施について評価する。

ケ 地域貢献活動を実施していること。

認定基準	地域貢献活動を実施していることを確認するもの。 具体的な活動内容は以下例示するもののほか、功績が顕著であると認められるもの。 【地域活動の例示】 ・清掃活動等のボランティア活動、寄付、協賛等 ・地域貢献に係る表彰を受けている(地域貢献企業・団体表彰等)
認定方法 (確認書類)	市職員が現地において取組内容が確認できる書類(取組状況の写真や自治会の案内文書等)を確認する。
考え方	事業の実施における住民の理解を醸成するためには、ボランティア活動等の実施は有効な手段であるため、それらを実施していることを評価する。

コ 地域への情報公開を実施していること。

認定基準	地域への情報公開を実施していることを確認するもの。 【情報公開の例示】 ・地域住民等に対し、事業場の公開、見学会を行っていること ・クで実施した環境調査の結果をウェブサイト等で公開していること
認定方法 (確認書類)	市職員が現地において取組内容が確認できる書類(取組状況の写真や見学会の広報文書等)を確認する。
考え方	事業の実施における住民の理解を醸成するためには、事業の公開が有効な手段であるため、事業場の公開や見学会を実施していることを評価する

2 処理業者の認定基準の考え方

(1) 必須項目

ア 法を遵守していること。

- 1 排出事業者の認定基準の考え方 (1) 必須項目アに同じ

イ 直前3年の各事業年度において、毎年度処理が行われ、かつ、当該3事業年度の平均処理量が次のいずれかを満たすこと。

(ア) 建設系産業廃棄物 1000トン以上

(イ) 建設系産業廃棄物以外 100トン以上

認定基準	直近3事業年度において、(ア)又は(イ)の規模を満たすことを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	・自己申告書に記載の内容 ・産業廃棄物対策課における記録の照合
考え方	一定量以上の処理を継続的に行っていることを認定の要件とするもの。

ウ 産業廃棄物の減量化、再生利用又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。

- 1 排出事業者の認定基準の考え方 (1) 必須項目イに同じ

エ 産業廃棄物の高度な処理を行い、高い再生利用率を確保しているなど、その取組の効果が実績として認められること。

認定基準	産業廃棄物の再生に関する取組が特に顕著であることを有識者により定性的に審査するもの。
認定方法 (確認書類)	以下項目についての有識者による審査により優れていることが認められること。 ・自己申告書に記載の内容 ・申請者によるプレゼンテーション ・現地確認
考え方	産業廃棄物の種類や排出の状況は業種や事業形態により多岐にわたり、処理方法もそれぞれ最適な方法が異なる。各々の事業場において実施している産業廃棄物の再生について一定の尺度ではなく、業態に応じて評価を行う。

オ 事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。

- 1 排出事業者の認定基準の考え方 (1) 必須項目エに同じ

カ 電子マニフェストシステム加入者であること。

- 1 排出事業者の認定基準の考え方 (1) 必須項目オに同じ

キ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること。

認定基準	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であることを確認する。
認定方法 (確認書類)	貸借対照表
考え方	経理的基礎を有しない場合、経営不振や倒産などにより産業廃棄物の処理の停滞や放置など不適正処理が起こる恐れがあるため、未然に防止するために設定した項目である。

ク 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

認定基準	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えることを確認する。
認定方法 (確認書類)	損益計算書
考え方	経理的基礎を有しない場合、経営不振や倒産などにより産業廃棄物の処理の停滞や放置など不適正処理が起こる恐れがあるため、未然に防止するために設定した項目である。

ケ 事業者の役員等が安全衛生に関する研修会(同等の講習を含む)に参加し、社内教育を実施していること。

認定基準	直前5年以内に評価対象研修(表1)に役員又は北九州市の事業場を統括する責任者が参加していること及び社内教育を実施していることを確認するもの。 【経過措置】: 令和2年度の申請者は、令和3年12月末までに当該研修に参加し、社内教育を実施していること。
認定方法 (確認書類)	・研修会の申込み記録等の参加したことが確認できる書類 ・社内教育を実施したことが確認できる書類(研修資料等)
考え方	事業者が安定的に事業を継続していくためには、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することが重要であるため、その取組として安全衛生に関する研修会に参加していること及び社内教育を実施していることを評価する。

表1 評価対象研修の例(優良認定申請の直前5年以内に受講)

主催	研修内容	開催地
中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター https://www.jisha.or.jp/kyushu/	経営首脳者のための 安全衛生セミナー	福岡市
	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修	福岡市

中央労働災害防止協会 (申込先：福岡県労働基準協会連合会) http://www.f-roukijunren.or.jp/	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修会	福岡市
---	------------------------------	-----

※各研修の開催状況については、主催団体のホームページ等にてご確認ください。

コ 事業場の管理監督者を安全衛生に関する研修会（同等の講習を含む）に参加させ、社内の安全衛生管理の向上に努めていること。

認定基準	直前5年以内に評価対象研修（表2又は表3）に事業場の管理監督者が参加していることを確認するもの。 ただし、表3の研修の場合、5年前から毎年参加していること。
認定方法 (確認書類)	研修会の申込み記録等の参加したことが確認できる書類
考え方	事業者が安定的に事業を継続していくためには、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することが重要であるため、その取組として安全衛生に関する研修会に参加していることを評価する。

表2 評価対象研修の例（優良認定申請の直前5年以内に受講）

主催	研修内容	開催地
中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター https://www.jisha.or.jp/kyushu/	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修	福岡市
中央労働災害防止協会 (申込先：福岡県労働基準協会連合会) http://www.f-roukijunren.or.jp/	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修会	福岡市
福岡県労働基準協会連合会 北九州東支部 http://www.kh-roukikyo.or.jp/training/	危険予知活動（KYT） リーダー研修会	小倉 北区
福岡県労働基準協会連合会 若松支部 https://www.f-roukijunren.or.jp/wakamatu.html	危険予知訓練（KYT） リーダー養成講習	若松区
	危険予知訓練（KYT） 基礎4R法研修	若松区
福岡県労働基準協会連合会 八幡支部 https://www.f-roukijunren.or.jp/yahata.html	KYT・リスクアセスメント研修	戸畑区

※各研修の開催状況については、主催団体のホームページ等にてご確認ください。

表3 評価対象研修の例（優良認定申請の直前5年前から毎年受講）

主催	研修内容	開催地
福岡県産業資源循環協会	労働安全衛生スキル アップ研修会	福岡市
福岡県産業資源循環協会 北九州支部	安全衛生に関する研修会	北九州市

サ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しないこと。

認定基準	申告書に記載されている項目を満たしていることを確認するもの。
認定方法 (確認書類)	自己申告書の当該項目が「適」であること
考え方	法の規定を理解し、遵守していることは、産業廃棄物の適正処理に欠かすことができないことである。

(2) 選択項目

ア 産業廃棄物の処理・リサイクルに関する作業マニュアルを作成し、事業場内で共有していること。

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目アに同じ

イ ISO14001の認証を受けていること

エコアクション21の認証を受けていること

その他上記認証と同等であると認められること

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目イに同じ

ウ 環境に配慮された車両を導入していること。

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目ウに同じ

エ 環境カウンセラー、公害防止管理者等その他環境に関する専門知識を有する者を従業員として雇用していること。

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目エに同じ

オ 定期的に事業場周辺における大気、騒音、振動、水質、悪臭等の環境調査を実施していること。

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目オに同じ

カ 地域貢献活動を実施していること。

1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目カに同じ

キ 地域への情報公開を実施していること。

- 1 排出事業者の認定基準の考え方（2）選択項目コに同じ

ク インターネットを利用する方法により以下の事業の透明性に係る事項を公表かつ定期的に更新していること。

認定基準	自己申告書に掲げる事項がインターネットにより公表かつ更新されていることを確認する。公表内容及び更新頻度は国の優良産業廃棄物処理業者認定制度に準じる。
認定方法 (確認書類)	公開しているサイトのハードコピーの確認又は自己申告書に記載のURLから市職員が公開内容を確認する。更新状況については提出された更新履歴を確認する。
考え方	排出事業者が産業廃棄物の適正処理を行うにあたり、処理業者の事業の内容について詳しく知る必要があるため、処理業者がインターネットにより事業について公表し透明性を高めていることについて評価するもの。 (参考：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル 平成23年3月(改訂 平成27年3月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課)

ケ 所有する施設の保守点検表を整備し、点検を実施していること。

認定基準	施設の保守点検表が整備され、日々点検されていることを確認する。
認定方法 (確認書類)	・自己申告書において当該項目が「適」であること ・現地において点検表等の確認
考え方	施設の安全稼働のための保守点検がかかせないため、施設の保守点検表が整備され、日々点検が行われていることを評価する。

コ 定期的に市が主催する産業廃棄物に関する講習会やセミナーに参加又は従業員を参加させていること。

認定基準	直前5年以内に半数以上、産業廃棄物対策課が開催する北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会に従業員を参加させていることを確認するもの(人数は問わない)。
認定方法 (確認書類)	研修会の申込み記録等の参加したことが確認できる書類又は産業廃棄物対策課における記録の照合
考え方	産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物や環境に関し、多様な知識を持っていることが重要であるため、その取組として行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加していることを評価する。